



# 栃木県公報

令和4(2022)年  
3月31日(木)  
号外  
第20号

## 目次

### 規 則

○栃木県水源地域保全条例施行規則の制定	1
○栃木県木材業者登録条例施行規則の一部改正	6
○栃木県屋外広告物条例施行規則の一部改正	9
○建築士法施行細則の一部改正	11

## 規 則

### 栃木県規則第12号

栃木県水源地域保全条例施行規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

#### 栃木県水源地域保全条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、栃木県水源地域保全条例（令和4年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(使用及び収益を目的とする権利)

**第3条** 条例第2条第2項の規則で定める権利は、地上権、地役権、使用貸借による権利及び賃借権とする。

(水源地域の指定等の案の公告)

**第4条** 条例第11条第3項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項を栃木県公報に登載して行うものとする。

(1) 水源地域（区域の変更の場合にあっては、当該変更に係る部分）の区域

(2) 水源地域の指定、解除又は区域の変更の案の縦覧場所

(水源地域の指定等に係る意見書の提出)

**第5条** 条例第11条第4項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による意見書の提出は、水源地域の指定（解除・区域の変更）案に係る意見書（別記様式第1号）に所有権等又は利害関係を有することを証する書類の写しを添付して行うものとする。

(事前届出を要する土地売買等契約)

**第6条** 条例第13条第1項の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

(1) 贈与契約

(2) 売買契約

(3) 交換契約

(4) 地上権を移転又は設定する契約

(5) 地役権を設定する契約

(6) 使用貸借による権利を移転又は設定する契約

(7) 賃借権を移転又は設定する契約

(所有権等の移転等の事前届出)

**第7条** 条例第13条第1項の規定による届出は、土地の所有権等の移転等の事前届出書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 土地売買等契約に係る土地の位置を示す図面

(2) 土地売買等契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書類

の写し

2 条例第13条第1項第6号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 土地売買等契約に係る土地の地目及び利用の現況
- (2) 土地売買等契約の当事者の業種

3 条例第13条第2項第1号の規則で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- (1) 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に規定する森林整備法人
- (2) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第1項の規定により設立された土地開発公社
- (3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- (4) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
- (5) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

4 条例第13条第2項第2号の規則で定める土地の利用目的は、次に掲げる土地の利用目的とする。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する電気事業に関する設備の設置のうち、同項第17号に規定する電気事業者が行う架空電線、電柱又はその附帯設備の設置
- (2) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業に関する設備の設置のうち、同項に規定する認定電気通信事業者が行う架空電線、電柱又はその附帯設備の設置

5 条例第13条第3項の規定による変更の届出は、土地の所有権等の移転等の変更届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

（身分証明書）

**第8条** 条例第15条第2項の証明書は、立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則（令和4年栃木県規則第10号）別記様式によるものとする。

（公表）

**第9条** 条例第18条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
- (2) 勧告を受けた者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

（委任）

**第10条** この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第6条から第9条までの規定は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式第1号(第5条関係)

水源地域の指定(解除・区域の変更)案に係る意見書

年 月 日

栃木県知事 様

意見提出者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

栃木県水源地域保全条例第11条第4項の規定により、次のとおり提出します。

1 意見に関する事項

意見の内容	
指定案について利害関係 を有する旨の説明	<input type="checkbox"/> 土地の所有者等 ( ) <input type="checkbox"/> 利害関係人 ( )

2 添付書類

水源地域内の森林の土地について所有権等又は利害関係を有する旨を証する書類の写し

- 注 1 該当する□の中にレ印を付してください。  
 2 ( ) 内には、内容を具体的に記載してください。

別記様式第2号(第7条関係)

土地の所有権等の移転等の事前届出書

年 月 日

栃木県知事 様

届出者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

栃木県水源地域保全条例第13条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 契約に関する事項

譲渡人等	住 所		
	氏 名		
	電 話		
	業 種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
譲受人等	<input type="checkbox"/> 予定者 あり	住 所	
		氏 名	
		電 話	
		業 種	<input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	<input type="checkbox"/> 未定		
契約に係る権利の種別 及び内容	( <input type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 地上権 <input type="checkbox"/> 地役権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> 賃借権 ( <input type="checkbox"/> 期間 年 月 日まで ) の ( <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 設定 )		
契約締結予定年月日	<input type="checkbox"/> 予定あり	年 月 日	<input type="checkbox"/> 未定

2 土地に関する事項

登記上の土地の所在		登記地目	登記面積
合 計	筆	実測面積 m <sup>2</sup>	登記面積 m <sup>2</sup>
土地利用の現況			
所有権等の移転又は設定後 における土地の利用目的		<input type="checkbox"/> 現在の土地利用と同じ <input type="checkbox"/> 現在の土地利用と異なる ( ) <input type="checkbox"/> 未定	

3 添付書類

- (1) 土地売買等契約に係る土地の位置を示す図面
- (2) 土地売買等契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書類の写し

- 注
- 1 該当する□の中にレ印を付してください。
  - 2 「契約に係る権利の種別及び内容」の欄において選択した権利で期間が設定されているものについては、その期間を記入してください。
  - 3 「登記上の土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町村名から記入してください。記入欄が不足する場合は、別紙に記載し添付してください。
  - 4 「土地利用の現況」の欄は、主たる現況を具体的に記載してください。
  - 5 ( ) 内には、内容を具体的に記載してください。

別記様式第3号 (第7条関係)

土地の所有権等の移転等の変更届出書

年 月 日

栃木県知事 様

届出者

住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

栃木県水源地域保全条例第13条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 変更事項

契約に関する事項

変更項目		変更前	変更後
<input type="checkbox"/> 譲受人等	<input type="checkbox"/> 住所		
	<input type="checkbox"/> 氏名		
	<input type="checkbox"/> 業種		
<input type="checkbox"/> 契約に係る権利の種別 及び内容			
<input type="checkbox"/> 契約締結予定年月日			

土地に関する事項

変 更 前	登記上の土地の所在		登記地目	登記面積
	合 計	筆	実測面積 m <sup>2</sup>	登記面積 m <sup>2</sup>
変 更 後	登記上の土地の所在		登記地目	登記面積
	合 計	筆	実測面積 m <sup>2</sup>	登記面積 m <sup>2</sup>
所有権等の移転又は設定後 における土地の利用目的		変更前	変更後	

2 変更年月日

3 変更理由

4 添付書類

(1) 土地売買等契約に係る土地の位置を示す図面

(2) 土地売買等契約に係る土地の登記事項証明書又は当該土地について所有権等を有することを証する書類の写し

注 1 該当する□の中にレ印を付してください。

2 「契約に係る権利の種別及び内容」の欄は、事前届出書において記入した権利で新たに期間が設定又は期間が変更されたものについては、その期間を記入してください。

3 「登記上の土地の所在」の欄は、届出に係る土地について市町村名から記入してください。記入欄が不足する場合は、別紙に記載し添付してください。

4 事前届出書に添付した書類は、改めて添付する必要はありません。

(森林整備課)

**栃木県規則第13号**

栃木県木材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県木材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則**

栃木県木材業者登録条例施行規則（昭和33年栃木県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号(第2条関係)

※登録番号	栃木県木材第	号
※登録年月日(西暦)	年	月 日
※県内・県外コード		※市町村コード
		※追加更新

木材業者登録申請書

栃木県知事 様

年 月 日

氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	

栃木県木材業者登録条例第3条の規定により登録を申請します。

1 主たる営業所又は工場	名称					
	フリガナ					
	所在地					
	郵便番号	電話	FAX			
2 従たる営業所又は工場	名称					
	所在地					
	電話					
3 経営形態	<input type="checkbox"/> 1 個人	<input type="checkbox"/> 2 会社	<input type="checkbox"/> 3 協同組合	<input type="checkbox"/> 4 森林組合	<input type="checkbox"/> 5 その他	
4 業務開始年月日	西暦	年 月 日	5 資本金	万円		
6 業務の態様	素材		製材		特殊用材	
	<input type="checkbox"/> 1 生産販売	<input type="checkbox"/> 2 受託生産	<input type="checkbox"/> 3 仕入販売	<input type="checkbox"/> 4 市 売	<input type="checkbox"/> 5 生産販売	<input type="checkbox"/> 6 受託生産
	<input type="checkbox"/> 7 仕入販売	<input type="checkbox"/> 8 市 売	<input type="checkbox"/> 9 合単板製造販売	<input type="checkbox"/> 10 床板製造販売	<input type="checkbox"/> 11 集成材製造販売	<input type="checkbox"/> 12 木材チップ製造販売
	<input type="checkbox"/> 13 その他製造販売	<input type="checkbox"/> 14 合単板仕入販売	<input type="checkbox"/> 15 床板仕入販売	<input type="checkbox"/> 16 集成材仕入販売	<input type="checkbox"/> 17 木材チップ仕入販売	<input type="checkbox"/> 18 その他仕入販売

7 施設及び設備の概要

動力出力数(kw)	製材用	合単板製造用	集成材製造用	木材チップ用	木工用	その他用		
敷地及び施設の面積(m <sup>2</sup> )	貯木場	工場	倉庫	事務所	その他			
機械名	台数	機械名	台数	機械名	台数	機械名	台数	
チェーンソー	台	バーカー	台	人工乾燥施設	基	集成材製造機械	セット	
集材機・索道	セット	帯のこ盤	送材車式	台	人工乾燥施設の全容量	m <sup>3</sup>	木工用機械	台
全自動搬機	セット		ローラー式	台	木質焚きボイラー	基	プレカット機械	台
高性能林業機械	台		テーブル式	台	モルダー・修正挽	台	チップパー	台
グラブプル	台		ツイン式	台	グレーディングマシン	台	トラック	台
林内作業車	台	丸のこ盤	台	合単板製造機械	セット	フォークリフト	台	
原木仕訳機	台	ツイン式丸のこ盤	台					

8	JAS	認定番号					
9	森林認証	認証機関名	認定の区分	<input type="checkbox"/> 1 FM認証	<input type="checkbox"/> 2 CoC認証		
		認定番号					
10	従業員数	伐木造材	集運材	造林保育	製材生産	特殊用材製造	役員・事務等

11 過去1年間の事業実績（新規申請にあつては今後1年間の事業計画）

(1) 素材の生産量・購入量・自家消費量・販売量・県外出荷割合

区分		生産量 (m³)	購入量 (m³)	自家消費量 (m³)	販売量 (m³)	販売量のうち 県外出荷割合 (%)
素材	県内材					
	県外材					
	外材					

(2)① 製材の生産量・購入量・自家消費量・販売量・県外出荷割合

区分		生産量 (m³)	購入量 (m³)	自家消費量 (m³)	販売量 (m³)	販売量のうち 県外出荷割合 (%)
製材	県内材					
	県外材					
	外材					
人工乾燥製材 (内数)						

② 製材生産量内訳 (m³)

構造材	羽柄材	造作材 (内装材を含む)	その他

(3) 特殊用材の生産量・購入量・自家消費量・販売量・県外出荷割合

区分		生産量 (m³)	購入量 (m³)	自家消費量 (m³)	販売量 (m³)	販売量のうち 県外出荷割合 (%)	
特殊用材	合単板						
	集成材						
	木材 チップ	素材					
		製材残材					
	その他	県内材					
		県外材					
外材							

(4) 素材消費量 (m³)

国産材		外材				
針葉樹	広葉樹	米加材	欧州材	北洋材	南洋材	その他

- 注 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 経営形態欄、業務の態様欄及び認定の区分欄は、該当項目にチェックすること。
- 3 高性能林業機械とは、フェラーバンチャ、ハーベスタ、プロセッサ、スキッド、フォワーダ、タワーヤード、スイングヤードを指す。
- 4 素材消費量は、製材生産及び特殊用材生産の自家消費量について記入すること。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(林業木材産業課)

**栃木県規則第14号**

栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

**栃木県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則**

栃木県屋外広告物条例施行規則（平成11年栃木県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(適用除外)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 条例第8条第1項第4号の規定による広告物又は掲出物件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物又は掲出物件のうち前項各号に規定する地域又は場所の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める基準に適合するもので、屋外広告物表示（設置）届出書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に届けたもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p><u>ウ 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証する書面又はこれに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する場合に限る。）</u></p> <p>エ 略</p> <p>(2)の2～(4) 略</p> <p>3～11 略</p> <p>(許可の申請等)</p> <p><b>第8条</b> 条例第5条、第8条第4項から第6項まで又は第9条第2項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（別記様式第2号）正副2部に次に掲げる書類（第14条各号に掲げる広告物（車両に表示される広告物を除く。）又は掲出物件に係る許可を受けようとする者にあつては、<u>第5号</u>に掲げる書類を除く。）を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証する書面又はこれに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する場合に限る。）</u></p> <p><u>(4)・(5)</u> 略</p> <p>2 略</p> <p><b>第10条</b> 条例第14条第1項の規定により許可を受け</p>	<p>(適用除外)</p> <p><b>第4条 略</b></p> <p>2 条例第8条第1項第4号の規定による広告物又は掲出物件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物又は掲出物件のうち前項各号に規定する地域又は場所の区分に応じ、それぞれ同項各号に定める基準に適合するもので、屋外広告物表示（設置）届出書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、知事に届けたもの</p> <p>ア・イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>(2)の2～(4) 略</p> <p>3～11 略</p> <p>(許可の申請等)</p> <p><b>第8条</b> 条例第5条、第8条第4項から第6項まで又は第9条第2項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（別記様式第2号）正副2部に次に掲げる書類（第14条各号に掲げる広告物（車両に表示される広告物を除く。）又は掲出物件に係る許可を受けようとする者にあつては、<u>第4号</u>に掲げる書類を除く。）を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p><b>第10条</b> 条例第14条第1項の規定により許可を受け</p>

ようとする者は、屋外広告物変更許可申請書（別記様式第4号）正副2部に次に掲げる写真及び書類（第14条各号に掲げる広告物（車両に表示される広告物を除く。）又は掲出物件に係る許可を受けようとする者にあつては、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類を除く。）を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証する書面又はこれに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する場合に限る。）

(4)～(8) 略

2・3 略

ようとする者は、屋外広告物変更許可申請書（別記様式第4号）正副2部に次に掲げる写真及び書類（第14条各号に掲げる広告物（車両に表示される広告物を除く。）又は掲出物件に係る許可を受けようとする者にあつては、第4号、第6号及び第7号に掲げる書類を除く。）を添付して、知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3)～(7) 略

2・3 略

別表第1中

基数	敷地につき1基	敷地につき1基	敷地につき1基	前面道路につき1基	敷地につき2基又は前面道路につき1基
----	---------	---------	---------	-----------	--------------------

を

基数	敷地につき1基及び車両出入口につき1基	敷地につき1基及び車両出入口につき1基	敷地につき1基及び車両出入口につき1基	次のいずれかの基数 1 前面道路につき1基 2 敷地につき1基及び車両出入口につき1基	次のいずれかの基数 1 敷地につき2基 2 前面道路につき1基 3 敷地につき1基及び車両出入口につき1基
----	---------------------	---------------------	---------------------	---	--

に、「及び工

業地域」を「、工業地域及び工業専用地域」に改め、同表に次のように加える。

LR T 停留場及びバス停留所上屋等利用広告物	表示方法	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。	交通の安全の妨げとなるおそれのある構造、素材、位置、装置等でないこと。
-------------------------	------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------	-------------------------------------

別表第4中「又はアーケード添加広告物」を「、アーケード添加広告物又はLR T 停留場及びバス停留所上屋等利用広告物」に改める。

別記様式第1号中「3 表示又は設置の場所の使用権を証する書面」を

「3 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証する書面又はこれに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する場合に限る。）」に改める。

4 表示又は設置の場所の使用権を証する書面」

「3 表示又は設置の場所の使用権を証する書面

別記様式第2号中 4 屋外広告物講習会修了証明書等管理者の資格を証する書面（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）を

「3 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証する書面又はこれに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する場合に限る。）

4 表示又は設置の場所の使用権を証する書面」に改める。

- 5 屋外広告物講習会修了証明書等管理者の資格を証する書面（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）
- 「3 表示又は設置の場所の使用権を証する書面
  - 4 屋外広告物講習会修了証明書等管理者の資格を証する書面（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）
  - 5 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあっては、補修後に当該箇所を撮影したものを含む。）
  - 6 点検を行った者が栃木県屋外広告物条例施行規則第10条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）
  - 7 屋外広告物安全点検報告書（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）」
- 「3 道路管理者の承認等を受けた車両出入口であることを証する書面又はこれに代わる書類等（車両出入口に係る基準により敷地内広告板を設置する場合に限る。）
- 4 表示又は設置の場所の使用権を証する書面
- 5 屋外広告物講習会修了証明書等管理者の資格を証する書面（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）
- 6 点検後に広告物又は掲出物件を撮影した写真（点検により異常が認められた広告物又は掲出物件にあっては、補修後に当該箇所を撮影したものを含む。）
- 7 点検を行った者が栃木県屋外広告物条例施行規則第10条第2項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）
- 8 屋外広告物安全点検報告書（栃木県屋外広告物条例施行規則第14条各号に掲げる広告物又は掲出物件に係る許可を受けようとする場合を除く。）」

別記様式第4号中

を

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(都市計画課)

栃木県規則第15号

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

栃木県知事 福田 富一

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和25年栃木県規則第130号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(免許の申請) <b>第4条</b> 法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、申請前6月以内に脱帽して_____正面から無背景で撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼	(免許の申請) <b>第4条</b> 法第4条第3項の規定により二級建築士又は木造建築士の免許を受けようとする者は、申請前6月以内に脱帽して上半身を正面から無背景で撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルの写真でその裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（以下「免許証用写真」という。）を貼

付した第1号書式による免許申請書に、次に掲げる書類（同条第4項第1号に該当する者及び同項第3号に該当する者のうち同項第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者にあつては、第4号に掲げる書類を除く。）

（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、第17条第1項の規定により知事に提出した同項第1号に掲げる書類又は同条第2項の規定により法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した書類に記載された内容が免許申請書に記載された内容と同一であるときは第3号に掲げる書類を、第17条第1項の規定により知事に提出した同項第2号に掲げる書類又は同条第2項の規定により指定試験機関に提出した書類が法第4条第4項第4号に該当する者であることを証するものであるときは第4号に掲げる書類を添えることを要しない。

(1)～(4) 略

2 略

(受験の申込み)

**第17条** 二級建築士試験又は木造建築士試験（指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては第1号及び第3号に掲げる書類を、同条第3号に該当する者にあつては第2号及び第3号に掲げる書類を添え、これを知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 受験申込前6月以内に脱帽して\_\_\_\_\_正面から無背景で撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルの写真

2 略

(合格公告及び通知)

**第18条** 知事又は指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の\_\_\_\_\_受験番号を公告し、本人に合格した旨を通知する。

2 略

付した第1号書式による免許申請書に、次に掲げる書類（同条第4項第1号に該当する者及び同項第3号に該当する者のうち同項第1号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が認める者にあつては、第4号に掲げる書類を除く。）

（その書類を得られない正当な事由がある場合においては、これに代わる適当な書類）を添え、これを知事に提出しなければならない。ただし、第17条第1項の規定により知事に提出した同項第1号に掲げる書類又は同条第2項の規定により法第15条の6第1項の規定に基づき知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に提出した書類に記載された内容が免許申請書に記載された内容と同一であるときは第3号に掲げる書類を、第17条第1項の規定により知事に提出した同項第2号に掲げる書類又は同条第2項の規定により指定試験機関に提出した書類が法第4条第4項第4号に該当する者であることを証するものであるときは第4号に掲げる書類を添えることを要しない。

(1)～(4) 略

2 略

(受験の申込み)

**第17条** 二級建築士試験又は木造建築士試験（指定試験機関が二級建築士試験及び木造建築士試験の実施に関する事務（以下「二級建築士等試験事務」という。）を行うものを除く。）を受けようとする者は、受験申込書に、法第15条第1号又は第2号に該当する者にあつては第1号及び第3号に掲げる書類を、同条第3号に該当する者にあつては第2号及び第3号に掲げる書類を添え、これを知事に提出しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 受験申込前6月以内に脱帽して上半身を正面から無背景で撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルの写真

2 略

(合格公告及び通知)

**第18条** 知事又は指定試験機関は、二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者の氏名及び受験番号を公告し、本人に合格した旨を通知する。

2 略

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(建築課)